

令和4年第1回教育委員会定例会 会議録

■ 開催年月日

令和4年1月25日（火） 13時27分開会
14時02分閉会

■ 開催の場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 福富 早央里, 中村 みゆき

■ 欠席者

教育長 : 吉元 鈴代

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	鶴窪 誠作
教育部参与兼歴史文化課長	中摩 浩太郎
教育総務課長兼学校給食センター所長	紺屋 聖一
学校整備室長	上村 圭一郎
学校教育課長	常深 章
社会教育課長	村元 重夫
スポーツ振興課長	和田 哲郎
指宿商業高校事務長	出島 雅彦

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 議事
 - ・ 日程第1 議案第1号 指宿市今村光雄奨学資金条例施行規則の制定について
 - ・ 日程第2 議案第2号 指宿市教職員住宅管理規則の一部改正について
 - ・ 日程第3 議案第3号 指宿市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定の議案に対する意見について
- (7) その他
- (8) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(七夕職務代理者)

本日、教育長が不在のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、会議を進行いたします。

ただ今から、令和4年第1回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(七夕職務代理者)

本日の出席者は4名で定足数に達しております。会議は成立しております。

3 前回の会議録の承認

(七夕職務代理者)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和3年第12回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(七夕職務代理者)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(七夕職務代理者)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、別府委員にお願いいたします。

5 教育長の報告

(七夕職務代理者)

次に、教育長の報告です。

本日は教育長が不在のため、教育部長から報告をお願いします。

(鶴窪部長)

それでは、教育長が出席した行事等について報告させていただきます。

12月28日、スポーツ文化振興基金審議会が開催され、南薩地区音楽教育連盟指宿支部のスプリングコンサート開催に対する文化振興費助成事業補助金の審議を行っております。

16時から、永年勤続表彰及び市仕事納め式が開催されております。永年勤続表彰式においては、30年勤続表彰2名、20年勤続表彰5名の職員が表彰を受けております。

16時30分からは、教育委員会仕事納め式を行っております。

1月2日・3日に、第57回指宿市新春サッカー大会が、いぶすきフットボールパークにおいて開催されております。1月2日に高校・一般の部、3日に小学生・中学生の部が開催され、教育長は3日に開催された小学生・中学生の部に出席し、開会にあたり、挨拶を述べております。

1月4日の8時から、建設中であった新開聞庁舎の開序式に出席しております。

9時30分からは、教育委員会の仕事始め式を行っております。

10時からは、市の仕事始め式に出席しております。

また、同日の14時から市民会館において、令和4年指宿市成人式が開催されております。昨年に引き続き、コロナ感染症予防対策の観点から、式典の規模を縮小しての開催ではありましたが、新成人276名と、その保護者99名の方に出席していただいております。

また、同日の17時から開催された、指宿商工会議所年始会に出席しております。

1月6日の9時から、サンシティホールいぶすき横広場において開催された、令和4年指宿市消防出初式に出席しております。

以上で、教育長報告を終わらせていただきます。

6 議事

(七夕職務代理者)

それでは、議事に入ります。

日程第1、議案第1号、指宿市今村光雄奨学資金条例施行規則の制定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第1、議案第1号、指宿市今村光雄奨学資金条例施行規則の制定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市今村光雄奨学資金条例施行規則を別紙のとおり制定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、指宿市今村光雄奨学資金条例第11条の規定に基づき、条例の施行に関し、願い出の方法、選考基準、奨学生の決定及び奨学金の交付方法など必要な事項を定めようとするものであります。

規則の主な内容につきましては、教育総務課長がご説明いたします。

(紺屋課長)

それでは、指宿市今村光雄奨学資金条例施行規則の概要について、ご説明いたします。

資料の3ページをご覧ください。

第2条において、「奨学資金の支給を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に願い出なければならない。」とし、提出書類を今村光雄奨学生願書、在学証明書、高等学校等が発行する調査書等としています。

第3条において、選考基準を定めております。

第1号において、生活保護法に基づき保護費を受給する者の子弟であること。

第2号において、父母のうち、いずれかが欠けて経済的に困窮している者の子弟であること。

第3号において、両親を失い、祖父母又は親戚に扶養されている者

4ページをご覧ください。

第4号において、その他経済的に困窮している者としています。

第4条において、「教育委員会は、奨学資金の支給を受ける者を決定したときは、奨学生決定通知書により当該奨学生に通知する。」としています。

第5条において、「奨学資金は、毎月奨学生に交付する。」としています。

第6条において、「奨学生は、休学、復学、転学又は退学などしたとき等は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。」としています。

第7条において、「奨学生が休学したときは、休学した月の翌月から奨学資金を休止する。」とし、「奨学生が復学したときは、復学した月から奨学資金の交付を再開する。」としています。

第8条において、条例第10条の規定により奨学資金を停止したときは、当該停止の事由が発生した月から奨学資金を停止するとしています。

附則において、この条例は、令和4年4月1日から施行することとしています。

資料の6ページから17ページに各様式を掲載しておりますので、お目通しいただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(七夕職務代理者)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(別府委員)

奨学資金については、あと大重奨学資金と、岩崎奨学資金がありますよね。そして、これが今村光雄奨学資金ということで、大きな違いや、それぞれの特徴があれば教えてください。

(紺屋課長)

現在、指宿市の奨学資金は、指宿市奨学資金と大重・岩崎奨学資金、新小田奨学資金、そして、今回の今村光雄奨学資金ということで、これで4つ目ということになります。

指宿市奨学資金と大重・岩崎奨学資金は、貸与型でございますので、お金を貸与して、また返還してもらう形となります。新小田奨学資金と今村光雄奨学資金につきましては、給付型でございます。そこが大きな違いであります。

(七夕職務代理者)

暫時休憩いたします。

(七夕職務代理者)

会議を再開いたします。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(七夕職務代理者)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第1，議案第1号については、提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(七夕職務代理者)

それでは、日程第1，議案第1号は、提案のとおり可決することといたします。

(七夕職務代理者)

次に、日程第2，議案第2号、指宿市教職員住宅管理規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第2，議案第2号、指宿市教職員住宅管理規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の18ページをご覧ください。

指宿市教職員住宅管理規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、教職員住宅の家賃の端数処理に関する規定の追加及び様式の文言を改めるため、この規則の所要の改正をしようとするものであります。

議案の主な内容につきましては、学校整備室長がご説明いたします。

(上村室長)

それでは、指宿市教職員住宅管理規則の一部改正について、主な内容をご説明申し上げます。

改正の内容について、新旧対照表でご説明申し上げますので、資料の21ページをご覧ください。

まず、第9条の家賃の規定に、日割計算の方法として、第4項を加えるものであります。家賃について、月の途中で入退居があった場合、日割計算を行いますが、日割計算した額に端数が生じた場合には、1円未満の端数を切り捨てております。市営住宅など、市が設置する他の住宅については、日割計算した額に端数が生じた場合には、100円未満の端数を切り捨てておりますことから、同じく市が設置している住宅として、教職員住宅の家賃についても、端数処理の方法を合わせようとするものです。

22ページをご覧ください。

次に、様式の改正ですが、左の現行の様式をご覧ください。様式の左上に「別記第1号様式」とありますが、この部分を、右の改正後（案）にありますとおり、「第1号様式」に改めるものです。この改正は、市の条例、規則等のルールにのっとり、別記という表記を削るものであります。なお、これ以外の様式の内容についての変更はございません。

21ページにお戻りください。

附則において施行期日を定めておりますが、これまでの家賃との関係上、新年度から改める

ため、令和4年4月1日から施行することとしております。

また、適用区分として、改正後の第9条の規定は令和4年4月1日以後の家賃に適用し、令和4年3月31日以前の家賃については従前の例によることとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(七夕職務代理者)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(七夕職務代理者)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2、議案第2号については、提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(七夕職務代理者)

それでは、日程第2、議案第2号は、提案のとおり可決することといたします。

(七夕職務代理者)

次に、日程第3、議案第3号、指宿市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定の議案に対する意見についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第3、議案第3号、指宿市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定の議案に対する意見について、提案のご説明を申し上げます。

資料の23ページをご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定により、教育に関する事務のうち市長が管理し、及び執行する事務を定めるため、条例を別紙のとおり制定しようすることについて、同法第29条の規定により市長から意見を求められたことから、教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定において、地方公共団体は条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が学校における体育に関する除く、スポーツに関する事務を管理執行することができると定められており、今回、その規定に基づく新たな条例を制定しようとするものであります。

条例制定の経緯と内容につきましては、教育総務課長がご説明いたします。

(紺屋課長)

それでは、スポーツに関する事務、学校体育に関する除く、の市長部局への移管についての経緯及び指宿市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について、ご説明いたし

ます。

別添の参考資料の 1 ページをご覧ください。

「1 令和4年度組織再編の考え方」であります。産業振興部にスポーツ振興課を移管し、スポーツ振興係と施設管理係を設置します。スポーツ振興課内に国体推進室、推進係を設置します。現在のところ予定でございます。

「(1)市長部局へ移管する理由」であります。大規模改修や新設した体育施設の活用による、地域スポーツの活性化を図るとともに、スポーツコミッショニーブすき(S C I)と連携した、スポーツ合宿、大会誘致の積極的な推進や各種イベントでの活用を一つの部署で行うことで、スポーツ交流人口の更なる拡大へつなげ、市スポーツ推進計画に掲げる、ライフステージに応じたスポーツに親しむ機会の創出をより一層、効果的に実施していくために、市長部局へ移管します。

また、移管により令和5年に実施される「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」に向けて、機動的な体制を整えることができます。

「(2)教育委員会で行う事務との整理」であります。スポーツ振興課で現在行っている事務は、市長部局へ移管後もすべて引き継ぐ方向で調整を行っています。「小学校及び中学校の体育施設開放に関する事務」及び「スポーツ行事等の教育委員会への共催及び後援申請に関する事務」についても、仮称ではありますが、「教育委員会事務補助執行規程」を制定し、引き続きスポーツ振興課で事務を行います。

学校体育に関する事務は、これまでどおり学校教育課で行います。事務移管後の学校体育との連携につきましては、総合教育会議をはじめとする各種会議等を通じて、これまでどおり密に連携を図っていきたいと考えています。

「2 事務移管に関する手続き」であります。平成19年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、学校における体育に関する除いては、条例の定めるところにより、地方公共団体の長がその事務を管理・執行できるとなっています。

令和4年第1回市議会定例会に「指宿市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」を提出し、審議いただく予定であります。

「(1)令和4年第1回市議会定例会に提出する条例」の内容は、指宿市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例、指宿市部設置条例の一部改正、指宿市スポーツ推進審議会条例の一部改正、指宿市体育施設条例の一部改正についてであります。

詳細につきましては、後もってご説明いたします。

次のページをご覧ください。

次に、「(2)条例案の議決後に教育委員会で制定、改正及び廃止を審議いただく予定の規則等」であります。指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正、指宿市教育委員会公印規則の一部改正、指宿市スポーツ推進委員に関する規則の廃止、指宿市体育施設条例施行規則の廃止、指宿市教育委員会教育長の権限に属する事務に関する決裁規程の一部改正、指宿市社会体育功労者及びスポーツ活動優秀選手等表彰規程の廃止、指宿市スポーツ・文化振興基金の運用に関する要綱の一部改正もしくは廃止、指宿市教育委員会事務補助執行規程(仮称)制定、これらの規則等の廃止、一部改正等につきましては、令和4年第1回市議会定例会において「指宿市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」可決後、3月31日までの間で定例教育委員会を開催し、協議していただく予定であります。

参考いたしまして、事務移管に関する法律等を記載しております。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」であります。第23条第1項において、「前2条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができます。」と規定しております。

次のページをご覧ください。

第2号において、「スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）」と規定しております。

第2項において、「地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。」と規定しております。

また、第29条において、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見を聴かなければならない。」と規定しております。この法律によって、スポーツに関する事務を市長部局へ移管する場合で、条例を制定する場合には、市も議会も教育委員会の意見を聴かなければならないとなっているところであります。

4ページをご覧ください。

市長から教育委員会へ意見を求められた文書を掲載しております。

5ページをご覧ください。

市長への回答案を掲載しております。本日、議案に同意していただいた場合、この案で市長へ回答する予定であります。

スポーツに関する事務の市長部局への移管についての経緯は以上でございます。

次に、条例の制定、一部改正を説明いたしますので、資料の25ページをご覧ください。

指宿市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例であります。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）とする。」としております。

附則で、「施行期日」は、「この条例は、令和4年4月1日から施行する。」としております。

「経過措置」で、「この条例の施行の際現に効力を有する指宿市教育委員会が行った処分、手続その他の行為又は現に指宿市教育委員会に対して行っている申請その他の行為で、この条例の施行の日以後この条例の規定により市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものには、この条例の施行の日以後においては、市長が行った処分、手續その他の行為又は市長に対して行った申請その他の行為とみなす。」としております。

次に、指宿市部設置条例の一部改正であります。

改正の内容について、新旧対照表でご説明申し上げますので、27ページをご覧ください。

「第2条、産業振興部の所掌事務に第6号として、スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を追加します。

次に、指宿市スポーツ推進審議会条例の一部改正であります。

第2条中「指宿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に、「教育委員会に」を「市長に」に改め、次のページをご覧ください。

第4条中「市長の意見を聴いて、教育委員会」を「市長」に改め、第8条中「教育委員会」を「産業振興部」に改め、第9条中「教育委員会」を「市長」に改めるものであります。

次に、指宿市体育施設条例の一部改正であります。

第3条第2項中「指宿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、第4条ただし書及び第5条から第7条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改め、次のページをご覧ください。

第8条第2項ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改め、第9条中「教育委員会は、教育委員会規則」を「市長は、規則」に改め、第10条第3号及び第4号、第12条、第13条、第16条、第17条並びに第18条第4号中「教育委員会」を「市長」に改め、第19条第3項ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改め、第20条中「指宿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に、「教育委員会の」を「市長の」に、「教育委員会は」を「市長は」に、「教育委員会」とあるを「市長」とあるに改め、第21条中「教育委員会規則」を「規則」に改めるものであります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(七夕職務代理者)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(別府委員)

今回、スポーツ振興課が産業振興部に移管するということで、指宿はここ数年で、すごくスポーツ施設が整備されましたけれど、こういったものがますます活用されて、スポーツ交流人口、いろいろな大会や合宿の誘致、市民がスポーツに参加する機会が増えて、スポーツに関しての活性化につながるといいなと思います。

また、トップアスリートの合宿や大会で、指宿の子供たちが交流できたり、観ることができたりして、子供たちの将来に良い影響が出る形になってほしいですし、説明の中にもありましたが、教育委員会との連携はしっかりとって、良い相乗効果を生んでほしいと思います。

(七夕職務代理者)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(七夕職務代理者)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3、議案第3号については、提案のとおり同意することでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(七夕職務代理者)

それでは、日程第3、議案第3号は、提案のとおり同意することといたします。

以上で、本日、予定されていました議案等については、すべて終了いたしました。

7 その他

(七夕職務代理者)

これより、その他に入ります。

何かございませんか。

(村元課長)

それでは、令和5年以降における成人式の名称及び実施期日につきまして、別に準備しております資料に基づいて、報告させていただきます。

まず、名称につきましては、現行の「指宿市成人式」から「指宿市二十歳(はたち)を祝う式」に変更することにいたしました。

1点目の理由として、「成人式を契機に、成人としての義務と責任を自覚させ、住みよい社会づくりに貢献しようとする意欲を高める。」という現行の成人式の趣旨を尊重し、「式」という言葉を用いることで、単なる集まりではなく、人生の節目を祝う記念行事として重みを持たせる。

2点目の理由として、これまでの「成人式」は市及び市教育委員会が、対象者に新成人となつたことを祝う「式典」としての側面があり、その趣旨を継続する必要がある。

3点目の理由として、「二十歳」(はたち)という語句は漢字で書いて「はたち」と読み、アラビア数字を用いて「20歳」と表記した場合、その読みは「にじゅっさい」か「にじっさい」となり、「はたち」とは読まない。

以上の理由から、名称につきましては、「指宿市成人式」から「指宿市二十歳(はたち)を祝う式」に変更することにいたしました。

次に、実施期日につきましては、現行どおり毎年1月4日とすることにいたしました。

1点目の理由として、本市では長年にわたって、この日に成人式を実施してきており、市民に定着している。

2点目の理由として、年末年始直後であり、冬季休業期間中である学生や、県外からの帰省者も参加しやすい日であると考えられる。

以上の理由から、実施期日につきましては、現行どおり毎年1月4日とすることにいたしました。

以上で、報告を終わります。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

(七夕職務代理者)

ただいまの説明に対して、ご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(七夕職務代理者)

その他で、他に何かございませんか。

(なしの声)

8 閉会の宣言

(七夕職務代理者)

以上で、令和4年第1回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。